

千葉県ニューファーマー育成研修奨励金交付要領

(目的)

第1条 この要領は、千葉県ニューファーマー育成研修実施規程（令和6年4月5日施行。以下「規程」という。）に基づく研修奨励金（以下「奨励金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(奨励金交付要件)

第2条 研修生がアドバンスコース、育成コース及び総合コースの農家研修を受講した場合、奨励金を交付する。

2 奨励金は、千葉県就農準備資金・経営開始資金実施要領に規定する就農準備資金の給付を受けている、又は受ける予定である場合は、交付しない。

(奨励金の額及び交付方法)

第3条 奨励金の額は、原則1ヶ月50,000円とする。

2 奨励金は、アドバンスコース、育成コース及び総合コースの農家研修を受講した当該月に対し交付する。

3 奨励金の交付方法は、規程第11条に基づく研修報告書（様式第8号）及び奨励金交付請求書により交付する。また、奨励金は、原則として受講した月の翌月交付する。

(奨励金の返還等)

第4条 市長は、奨励金の交付を受けた研修生が、虚偽又は不正な申請により、奨励金の交付を受けた場合、奨励金を返還させることができる。

2 市長は、次のいずれかに該当するときは、奨励金の返還を免除することができる。

(1) 災害その他、研修生の責めに帰することができない理由により、研修の受講及び就農ができなくなったとき。

(2) その他、市長が特に認めたとき。

附 則

この要領は、令和5年5月15日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月 5日から施行する。